

令和元年（2019年）5月27日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長 山縣 文治

委員 安部 計彦

〃 岩井 正憲

〃 上村 宏淵

〃 国宗 直子

〃 城野 匡

平成30年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、6ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに「ゆりかご」には7件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

(1) 違法性の検討について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

(2) 許可時の留意事項の遵守状況について

(ア) 子どもの安全の確保

預け入れられた後の子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

(イ) 相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

(ウ) 公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

2 専門部会で述べられた主な意見

- ・ゆりかごに預け入れられた子で身元が判明し、熊本市の児童相談所から居住自治体の児童相談所へケースを移管する場合、特に家庭引き取りの判断にあたっては、事後フォローの体制構築を求める等、移管後の支援について移管先の児童相談所へ何らかし示唆した方がよいのではないかと考える。
- ・ゆりかごへの預け入れ時に慈恵病院や熊本市の児童相談所が把握した子どもの状況や情報が大切。このような情報が適切に移管先の児童相談所へ伝わるのが大事。
- ・ゆりかごへの預け入れでなければ「保護責任者遺棄」になる事案もある。ゆりかごに預け入れられた子どもは、要保護児童の中でも特に慎重な取り扱いが必要である点について全国的な合意が必要だと考える。
- ・ゆりかごへの預け入れのため、出産直後に自家用車で十数時間、狭い車内で揺られ移動してくる状況が与える母体への影響や危惧される状況はないか。出産後はエコノミー症候群を発症するリスクが通常より高く、長時間の移動は好ましくない。
- ・相談件数の減少が顕著だが、昨年度が特別に多かったのか、相談件数が減る傾向にあるのか。慈恵病院では、全国にも相談窓口が出来ており、減る傾向にあると感じている。利用者数の減少も各相談機関の増加が影響している可能性が考えられる。
- ・ゆりかごがなかったら、明確に、児童相談所に相談していた事例があった。児童相談所も敷居を下げて早めに相談対応するとよいのではと考える。

3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。